

# 第Ⅲ編

## 障害者福祉計画

第1章	障害者福祉の現状	79
第2章	基本的考え方	87
第3章	施策の内容	94

# 目次

<b>第1章 障害者福祉の現状</b> .....	<b>79</b>
1 障害のある人の数等 .....	79
2 障害の程度と傾向 .....	80
3 市内の施設等整備状況 .....	82
4 障害者福祉に対する意識 .....	82
<b>第2章 基本的考え方</b> .....	<b>87</b>
1 基本方針 .....	87
2 テーマ .....	88
3 体系図 .....	90
<b>第3章 施策の内容</b> .....	<b>94</b>
<b>テーマ1 住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまち</b> .....	<b>94</b>
(1) 相談体制の充実 .....	94
(2) 情報提供体制の充実 .....	95
(3) 障害の早期発見、早期治療・早期療育等の推進 .....	96
(4) 療育・教育・保育の充実 .....	97
(5) 在宅福祉サービスの充実 .....	98
(6) 障害者の保健・医療サービスの推進 .....	99
(7) リハビリテーション事業の推進 .....	100
(8) 住宅環境等の整備 .....	100
(9) 生活安定への支援 .....	101
(10) 防災・防犯体制の推進 .....	102
(11) 権利擁護体制の推進 .....	103
<b>テーマ2 いきいきと社会参加できるまち</b> .....	<b>104</b>
(1) 移動・交通手段の整備 .....	104
(2) 歩行空間・建築物の整備 .....	105
(3) 障害者雇用の推進、就労支援体制の充実 .....	106
(4) 福祉的就労の促進 .....	106
<b>テーマ3 人がつながり、ふれあい、ともに生きるうるおいあるまち</b> .....	<b>108</b>
(1) 市民に対する広報等の推進 .....	108
(2) 交流機会の拡充 .....	109
(3) 余暇活動の促進 .....	110
(4) 交流教育の推進 .....	110
(5) ボランティア活動等の支援 .....	111
(6) 団体等による自主的活動への支援 .....	112

## 第1章

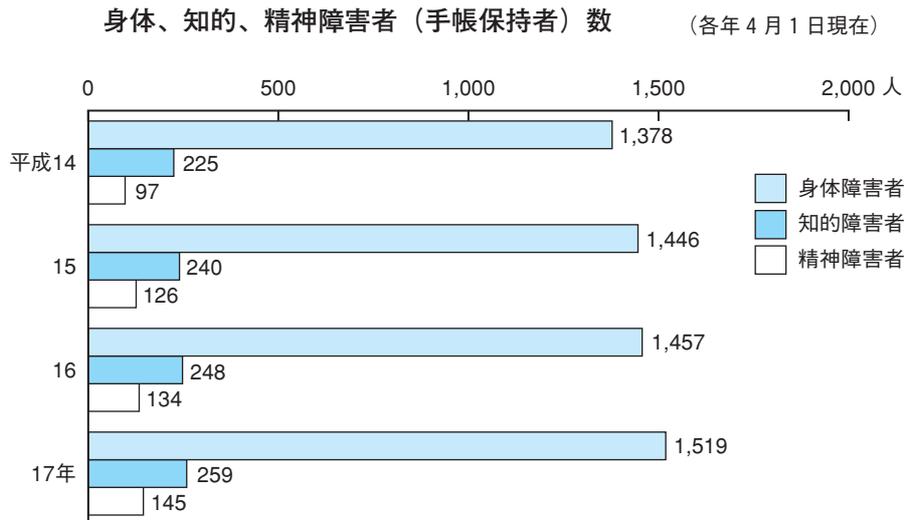
## 障害者福祉の現状

## 1 障害のある人の数等

障害者手帳の所持者数は、身体障害・知的障害・精神障害ともに、年々増加を続けております。平成17年4月1日現在における市の総人口75,817人に対する割合は順に約2.00%、0.34%、0.19%となっています。東京都全体の値（身体障害者約3.22%、知的障害者約0.45%）と比較すると、身体障害者は少なめ、知的障害者はやや少なめとなっています。

精神疾患に関する通院医療費公費負担制度の利用者数は、652人となっています。

なお、身体、知的、精神障害者（手帳所持者）の人数を合計すると、市総人口の約2.5%となります。



## 2 障害の程度と傾向

身体障害者の障害種別では、「肢体不自由」が最も多く、過半数を占めています。次いで多いのは「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」などです。

また、障害の程度別にみると、「重度」（身体障害者手帳の等級が「1級」・「2級」）の人が過半数を占めて最も多く、以下「中度」（手帳の等級「3級」・「4級」）、「軽度」（手帳の等級「5級」・「6級」）の順に少なくなっています。

■ 障害程度、種類別身体障害者数 ■ （各年4月1日現在）

単位：人

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	総数
平成15年度	重度	73	63	0	397	245	778
	中度	18	43	36	310	170	577
	軽度	36	36	0	99	0	171
	計	127	142	36	806	415	1,526
平成16年度	重度	74	66	1	409	257	807
	中度	18	42	34	310	157	561
	軽度	26	40	0	91	0	157
	計	118	148	35	810	414	1,525
平成17年度	重度	81	65	1	411	277	835
	中度	20	43	38	319	166	586
	軽度	32	42	0	94	0	168
	計	133	150	39	824	443	1,589

注：複数の障害がある人については、それぞれの障害で計上している

知的障害者の年齢別内訳は、平成17年4月1日現在では18歳未満が70人、18歳以上が189人となっています。また療育手帳（※愛の手帳）の等級では、「4度」（軽度）が最も多く、「2度」（重度）と「3度」（中度）がそれに続く人数になっています。

「1度」（最重度）と「2度」の人を合わせると、その割合は知的障害者全体の3分の1強に達しています。

※愛の手帳とは、国の療育手帳制度要綱に基づく療育手帳に相当するもので、東京都における呼び名です。

## ■ 手帳等級別知的障害者数 ■ (各年4月1日現在)

単位：人

		1 度	2 度	3 度	4 度	総 数
平成15年度	18歳未満	3	21	21	24	69
	18歳以上	9	54	52	56	171
	計	12	75	73	80	240
平成16年度	18歳未満	4	18	21	24	67
	18歳以上	10	57	51	63	181
	計	14	75	72	87	248
平成17年度	18歳未満	4	16	22	28	70
	18歳以上	10	59	53	67	189
	計	14	75	75	95	259

身体障害・知的障害の重複障害者の内訳は、身体障害の等級は「1級」で知的障害の程度も「1度」が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の手帳等級別の内訳は、「2級」の人が最も多い状況です。

## ■ 身体・知的重複障害者数 ■ (平成17年4月1日現在)

単位：人

		知的障害等級				
		1 度	2 度	3 度	4 度	総数
身体障害等級	1 級	11	9	5	1	26
	2 級	1	5	2	3	11
	3 級		2		1	3
	4 級		1	3	2	6
	5 級			1	2	3
	6 級		2	1	1	4
総 数		12	19	12	10	53

## ■ 手帳等級別精神障害者数 ■ (各年4月1日現在)

単位：人

年	1 級	2 級	3 級	総数
平成15年度	28	66	32	126
平成16年度	30	74	30	134
平成17年度	27	85	33	145

### 3 市内の施設等整備状況

平成17年3月末現在、稲城市内には法定の施設として知的障害者更生施設（入所）パサージュいなぎ（平成14年開設、50床）があります。また、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）としてRUE（りゅう）大丸（平成17年開所、定員5人）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）としてハウス梨里（平成11年開所、定員5人）があるほか、下記のような法外の通所訓練事業や作業所があります。

また、相談・情報提供や日常生活の支援、交流等の場として、市が設置し市社会福祉協議会が運営している障害者地域自立生活支援センター及び精神障害者地域生活支援センターがあります。

#### ■ 心身障害者（児）通所訓練等事業など ■ （平成17年3月31日現在）

区 分	事業所名	利用者数
訓練事業関係	通所訓練室（福祉センター）で実施	11人
	友遊クラブ	14人
	稲城七つの子	17人
授産事業関係	ゆう工房	12人
	ゆう芳の里	8人
	喫茶陽だまり・エトピア工房	11人
	梨の実福祉作業所	9人
	喫茶ぼらーの	6人

#### ■ 精神障害者共同作業所 ■ （平成17年3月31日現在）

区 分	事業所名	利用者数
精神障害者共同作業所	福祉ショップわくわく	35人
	わくわくII	18年1月開所

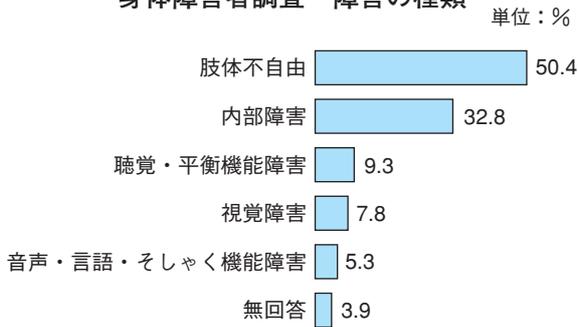
### 4 障害者福祉に対する意識

ここでは、稲城市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査〈障害者〉（平成17年1月実施）の結果を掲載します。

(1) 障害や病気の種類、身体障害の原因

身体障害の種類では「肢体不自由」が過半数で最も多く、「内部障害」がそれに次いで多くなっています。また、精神障害者等の病気や障害の種類では、「統合失調症」と「気分障害」が多くなっています。

身体障害者調査・障害の種類



精神障害者等調査・病気や障害の種類



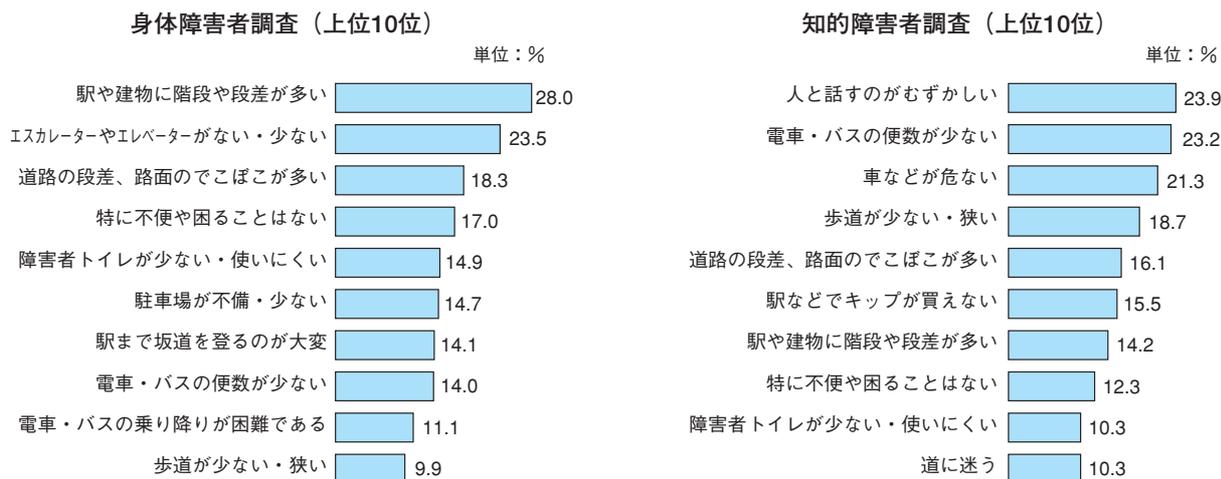
身体障害の原因としては、「病気」という回答が圧倒的に多く、6割弱を占めています。

身体障害者調査・障害の原因



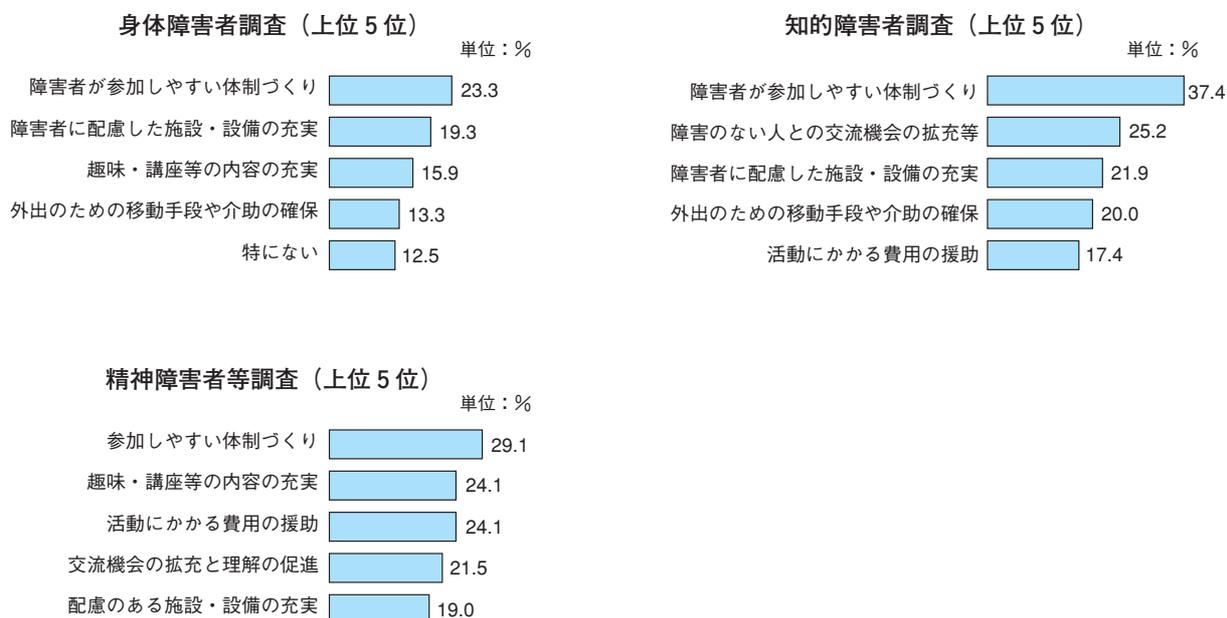
## (2) 外出時に困ること

第1～3位の選択肢は、身体障害者では順に「駅や建物に階段や段差が多い」、「エスカレーターやエレベーターがない・少ない」、「道路の段差、路面のでこぼこが多い」、知的障害者では「人と話すのがむずかしい」、「電車・バスの便数が少ない」、「車などが危ない」の3つになっています。



## (3) 各種活動（地域活動や文化・スポーツ活動）活発化のために必要なこと

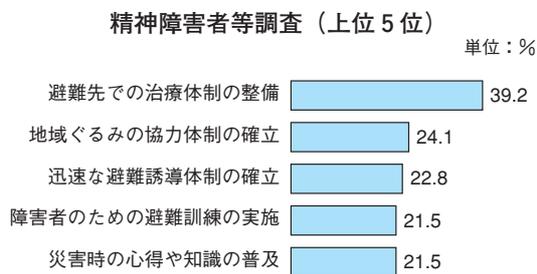
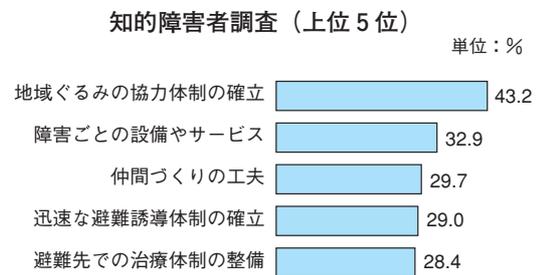
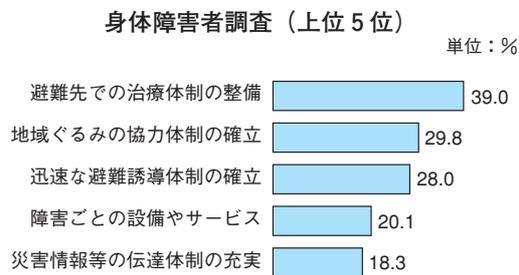
身体障害者、知的障害者、精神障害者等のいずれにおいても「病気や障害のある人が参加しやすい体制づくり」が最も多くあげられており、強く望まれていることがわかります。第2位の回答は、身体障害者では「障害者に配慮した施設・設備の充実」、知的障害者では「障害のない人との交流機会の拡充等」、精神障害者等では「趣味・講座等の内容の充実」です。



#### (4) 希望する災害対策

身体障害者では「避難先での医療・治療体制の整備」という答えが最も多く、「避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が続いていますが、知的障害者では「避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が第1位、第2位は「障害ごとの必要に対応した設備やサービス」となっています。

また、精神障害者等では、第1、2位の回答は「避難先での医療・治療体制の整備」、「避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」です。身体障害者、精神障害者等では、第1、2位の回答が共通しています。



## (5) 市に力を入れてほしい障害者施策、地域生活に欲しい施設、生活支援

身体障害者では「障害者が住みやすい住宅の確保など」や「手当等の経済的支援の充実」が多く、以下「保護者等が亡くなった後の生活保障」などが続いています。

知的障害者では「保護者等が亡くなった後の生活保障」が過半数を占めて最も多く、「通所施設の整備や施設運営の改善」、「手当等の経済的支援の充実」などが続いています。

精神障害者等では地域生活に欲しい施設として、「精神障害者地域生活支援センター」が最も多く、次いで、「精神障害者福祉工場」「デイケアを提供する施設」（同数第2位）などが求められています。地域生活に欲しい生活支援としては、「相談窓口の整備」が最も多く、第2位は「公共料金の減免」があげられており、以下「ホームヘルパーの派遣」、「地域生活支援センターのサービス」などが続いています。

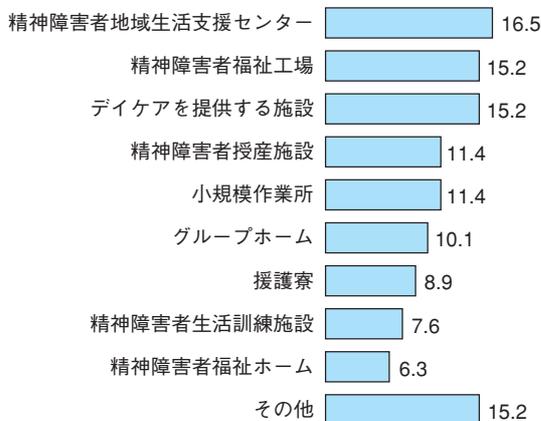
力を入れてほしい障害者施策 身体障害者調査  
(上位10位) 単位：%



力を入れてほしい障害者施策 知的障害者調査  
(上位10位) 単位：%



地域生活にほしい施設 精神障害者等調査  
単位：%



地域生活にほしい生活支援 精神障害者等調査  
(上位10位) 単位：%



## 第2章

# 基本的考え方

### 1 基本方針

昭和56年の国際障害者年において掲げられた目標テーマは完全参加と平等で、これは、障害のある人もない人も、同じ権利を持ち、住み慣れた地域で共に生活し、共に社会に参加する状態のことを指していますが、このことは現在でも障害者福祉の究極のテーマであるだけでなく、より広く地域福祉全体の目指すべき姿です。

すなわち、「障害のある人もない人も、小さな子どもから高齢者まで、更には国籍を越えて外国人も、すべての人が対等の権利を持って住み慣れた身近な地域の中で安心して共に豊かに生きること。いきいきと地域社会に参加し、人のつながりがあって人々が活発・積極的に交流し、お互いに支え合うぬくもりと、稲城の特産物・梨やぶどうのようなみずみずしさを感じることができるうるおいのあるまちづくり」の実現を目指し、各テーマごとの取組を推進します。

ともに生き、参加する、  
ふれあい・ぬくもり・うるおい  
のあるまちづくり

\*なお、平成17年10月31日、「障害者自立支援法」が成立しています。これにより、本計画に記載のある事業やサービス、施設体系などの内容に今後変更が生じる可能性があります。できる限りその内容を反映していくとともに、この法律に基づいて今後策定する障害福祉計画において具体的に表現していく、3障害を一体とした対応の推進を目指していくこととします。

## 2 テーマ

### テーマ1 住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまち

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して相談でき、十分な情報の提供が図られていることが重要です。在宅生活を基本とする現在の考え方のもと、快適な住環境の中で適切な在宅サービスや通所サービスを利用しながらリハビリテーションも受けられる体制づくりを推進するなど、市民の一人としてその人に合った自立（自己決定できる環境が保障されること）と社会参加を実現していくことが必要となります。

疾病を予防し、適切な治療を行う保健・医療サービスや障害の早期発見の推進、また、障害のある人一人ひとりに対応した療育・教育・保育の充実や生活安定への支援、更には災害などから障害のある人を守るための防災・防犯体制、障害者の権利擁護の推進を図っていきます。

#### 施策

- ①相談体制の充実
- ②情報提供体制の充実
- ③障害の早期発見、早期治療・早期療育等の推進
- ④療育・教育・保育の充実
- ⑤在宅福祉サービスの充実
- ⑥障害者の保健・医療サービスの推進
- ⑦リハビリテーション事業の推進
- ⑧住宅環境等の整備
- ⑨生活安定への支援
- ⑩防災・防犯体制の推進
- ⑪権利擁護体制の推進

### テーマ2 いきいきと社会参加できるまち

平成13年5月、世界保健機関（WHO）において、新しい“障害”の概念を含んだICF（国際生活機能分類）が採択されました。ICFの考え方は、個人の心身状況の他にその人の活動及びそれを受け入れる社会の側の参加環境（社会的条件）の相互作用によって決まる健康状態の1つが障害である、というものであり、この考え方では“障害”というのはすべての人に適用する生活機能障害ということになります。

このような相互作用によるマイナス面を少しでもなくし、みんなが自分らしくいきいきと活動して、社会的役割をまっとうできるようなまちを目指します。

自分らしく社会的役割を果たしていくということは、障害のある人たちが、可能な限り社会参加を実現していくことを当然に含むものであり、それを支援・促進するような環境を整備していく必要があります。障害のある人にとって社会参加しにくいまちというのはすべての市民にとって生活しにくいまちである、ということができのです。

社会参加を行うためには、基本的に不便なく“外出”できる環境が必要となってくることから、まず外出・移動の支援のための施策が大切です。そこで、障害のある人が不自由なく外出できるような移動・交通手段の整備とともに、歩行空間・建築物などのユニバーサルデザイン化を図っていきます。

また、仕事をすることは生活していくための糧や生きがいを得る手段であるだけでなく、最も基本的な社会参加の1つでもあるため、障害のある人がそれぞれの意欲と能力に応じて一般就労や“福祉的就労”等の就労を実現するのを支援・促進していきます。

### 施 策

- ①移動・交通手段の整備
- ②歩行空間・建築物の整備
- ③障害者雇用の推進、就労支援体制の充実
- ④福祉的就労の促進

## テーマ3 人がつながり、ふれあい、ともに生きるうるおいあるまち

障害のある人がいきいきと社会参加し、完全参加と平等、ノーマライゼーションが地域の中で実現していくためには、障害に対する心のバリアフリーを浸透させ、“顔の見える関係”を築くことが重要です。そのため、市民をはじめ、社会福祉協議会や市行政などあらゆる関係機関が連携して、「人がつながり、ふれあい、ともに生きるうるおいあるまち・稲城」を推進していきます。

### 施 策

- ①市民に対する広報等の推進
- ②交流機会の拡充
- ③余暇活動の促進
- ④交流教育の推進
- ⑤ボランティア活動等の支援
- ⑥団体等による自主的活動への支援

### 3 体系図

#### テーマ

1

住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまち

#### 施策

①相談体制の充実

②情報提供体制の充実

③障害の早期発見、早期治療・  
早期療育等の推進

④療育・教育・保育の充実

⑤在宅福祉サービスの充実

⑥障害者の保健・医療サービスの  
推進

#### 事業

ア. 相談事業の充実  
イ. 関係機関の連携の推進  
ウ. 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の利用の促進

ア. 市広報紙やホームページによる福祉情報の提供の充実  
イ. 視覚障害者への情報提供の推進  
ウ. 福祉のしおり等の配布の推進  
エ. 相談等の機会を利用した情報伝達の推進

ア. 生活習慣病等の予防の推進  
イ. 乳幼児健康診査等の推進  
ウ. 心の健康づくりの充実  
エ. 療育相談の実施

ア. 適切な機関の紹介  
イ. 療育事業の充実  
ウ. 障害児保育の推進  
エ. 心身障害学級の推進  
オ. 特別支援教育の充実  
カ. 就学相談の推進  
キ. 放課後児童対策の推進  
ク. 教育相談所との連携

ア. 介護給付の適正な実施  
イ. 移動支援事業の実施、提供基盤の整備・充実  
ウ. 難病・発達障害者への支援  
エ. 児童デイサービスへの支援  
オ. 在宅心身障害者（児）緊急一時保護の推進  
カ. 補装具費の支給  
キ. 日常生活用具の給付・貸与  
ク. 入浴サービスの推進  
ケ. いなぎほっとサービスの利用の促進  
コ. 障害者の共同生活の場への支援

ア. 保健・医療との連携による相談事業の推進  
イ. 歯科診療システムの推進  
ウ. 精神保健関連機関との連携・推進  
エ. 医療給付などの周知の推進

テーマ

1

住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまち

施策

⑦リハビリテーション事業の推進

⑧住宅環境等の整備

⑨生活安定への支援

⑩防災・防犯体制の推進

⑪権利擁護体制の推進

事業

ア. 心身障害者（児）通所訓練事業の推進  
イ. 職業訓練機関等との連携

ア. 住宅改造の支援  
イ. 身体障害者住宅の整備の要請  
ウ. 障害者への居住支援の推進

ア. 手当・助成の推進  
イ. 経済的支援制度の周知の推進  
ウ. 生活を支援する諸制度の推進

ア. 緊急通報体制等の推進  
イ. 要援護者登録カード活用の推進  
ウ. 訓練への参加の促進  
エ. 災害・犯罪情報伝達の推進  
オ. 災害時受け入れ施設の確保の推進  
カ. 防犯知識の習得の支援

ア. 権利擁護の推進  
イ. 成年後見制度利用の支援

テーマ

2

いきいきと社会参加できるまち

施策

①移動・交通手段の整備

②歩行空間・建築物の整備

③障害者雇用の推進、就労支援体制の充実

④福祉的就労の促進

事業

ア. 移動支援の適正な実施  
イ. 重度脳性麻痺者介護人派遣の推進  
ウ. 身体障害者補助犬の利用支援等  
エ. 車いす貸出の利用支援  
オ. 市内循環バスの利用の促進  
カ. 外出・移動支援に関する給付・助成の推進  
キ. ハンディキャブ事業の周知の推進  
ク. 車いすタクシーの運行の推進

ア. 道路環境の整備の推進  
イ. 公共施設等の整備  
ウ. 公共交通機関への要請

ア. 事業所等における雇用の促進  
イ. ジョブコーチ制度の活用  
ウ. 社会適応訓練事業の利用の促進  
エ. 各種職業訓練施設の周知と連携の強化  
オ. 就労支援センターの整備

ア. 就労継続支援事業等への支援  
イ. 心身障害者（児）通所訓練等運営費補助の推進  
ウ. 精神障害者共同作業所の補助の推進

テーマ

3

人がつながり、ふれあい、  
ともに生き生きするまちを  
つくる

施策

①市民に対する広報等の推進

②交流機会の拡充

③余暇活動の促進

④交流教育の推進

⑤ボランティア活動等の支援

⑥団体等による自主的活動への支援

事業

ア. 広報・普及活動の促進  
イ. 福祉教育の推進等

ア. スポーツ・交流・地域活動事業などへの支援  
イ. 交流事業の推進  
ウ. 手話通訳者の養成、派遣の推進  
エ. 情報格差の縮小の推進

ア. スポーツ活動への参加の支援  
イ. 生涯学習活動等への参加の支援

ア. 交流教育の推進

ア. ボランティア等の活動の周知・活用の促進  
イ. ボランティアの育成  
ウ. ボランティア教育の推進  
エ. 障害者自身によるボランティア活動等の推進

ア. 団体活動への支援  
イ. 団体間の連携への支援

## 第3章

### 施策の内容

#### テーマ1 住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまち

##### 施策(1) 相談体制の充実

現在、障害のある人やその家族等が相談できる市内の窓口として、市役所や保健センター、病院、稲城市障害者地域自立生活支援センター及び稲城市精神障害者地域生活支援センターのほか、精神障害者共同作業所の職員、身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生委員・児童委員（心配ごと相談を含む）などがあげられます。

また、平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」の内容を踏まえ、相談支援事業者を含めた各相談窓口などの充実を図っていきます。

##### 主要事業

事業	事業内容
ア. 相談事業の充実	<p>市役所をはじめ保健センター、稲城市障害者地域自立生活支援センター、稲城市精神障害者地域生活支援センターのほか、相談支援事業者などによるケアマネジメントを含めた相談事業の一層の充実に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○稲城市障害者地域自立生活支援センター事業 ○稲城市精神障害者地域生活支援センター事業 ○相談支援事業</p>
イ. 関係機関の連携の推進	<p>市、稲城市障害者地域自立生活支援センター、稲城市精神障害者地域生活支援センター、市医師会、病院等医療機関、多摩児童相談所、南多摩保健所など関係機関との連絡・連携体制の推進に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○南多摩保健医療圏地域精神保健福祉連絡協議会専門部会（地区別分科会）</p>
ウ. 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の利用の促進	<p>民生委員・児童委員（福祉センターでの心配ごと相談を含む）、身体障害者相談員、知的障害者相談員の相談支援活動などについて周知を行い、障害のある人やその家族による利用を促進します。</p> <p>〔関連事業〕○民生委員・児童委員 ○身体障害者相談員 ○知的障害者相談員</p>

## 施策(2) 情報提供体制の充実

市では障害者福祉に関する情報について市広報紙やホームページを通じて提供しています。また、障害者福祉のしおりを手帳交付時のほか、身体障害者や知的障害者がいる世帯に3年に1回配布（精神障害者については、精神障害者福祉サービスのしおりを手帳交付時に配布）し、市社会福祉協議会でも関係施設を通じて定期的に情報提供しています。

これらを継続してその内容の一層の充実を図るとともに、障害の特性に配慮し、障害の種類に応じた情報提供の充実に努めていきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 市広報紙やホームページによる福祉情報の提供の充実	市広報紙やホームページの福祉等に関する情報の内容の一層の充実に努めます。 〔関連事業〕 ○市広報紙、ホームページ
イ. 視覚障害者への情報提供の推進	視覚障害者への点字広報、議会だより点字版、声の広報（カセットテープ版）等の配布を継続し、市政情報等の提供を推進します。 〔関連事業〕 ○点字広報、議会だより点字版、声の広報（カセットテープ版）、障害者福祉のしおり（点字版）
ウ. 「福祉のしおり」等の配布の推進	現在手帳交付時のほか、3年に1度実施している障害者福祉のしおりの配布（精神障害者については精神障害者福祉サービスのしおりを手帳交付時に配布）を継続するなど、障害当事者へのサービス情報提供を推進します。 〔関連事業〕 ○障害者福祉のしおり・精神障害者福祉サービスのしおり
エ. 相談等の機会を利用した情報伝達の推進	窓口における相談等の機会を活用し、障害者やその家族に福祉についての情報の伝達を行います。また、障害者地域自立生活支援センター等と連携して、効果的な情報提供の推進を図ります。 〔関連事業〕 ○稲城市障害者地域自立生活支援センター事業 ○稲城市精神障害者地域生活支援センター事業

施策(3)

障害の早期発見、早期治療・早期療育等の推進

生活習慣病をはじめとする病気を予防し、早期発見、早期治療を行うことは、身体障害の予防、重度化の予防につながることから重要です。平成18年度からの介護保険制度の制度改革においては、予防重視型システムへの転換が大きな柱の1つとなっていますが、障害者施策の分野でも障害の発生予防、早期発見・早期対応に努めていきます。

また、乳幼児健康診査などによる知的障害等の障害の早期発見・早期療育等や、心の健康づくり事業等を通じた精神疾患の予防などにも努めていきます。

主要事業

事業	事業内容
ア. 生活習慣病等の予防の推進	生活習慣病等の疾病の予防のため、各種健康診査、健康教育、健康相談や講演会等を推進します。 〔関連事業〕○乳幼児健康診査 ○基本健康診査 ○生活習慣病予防教室 ○各種健康相談 ○各種講演会 ○健康づくり運動教室
イ. 乳幼児健康診査等の推進	乳幼児の疾病予防や障害の早期発見・早期療育のため、健康診査、健康教育、健康相談及び訪問指導を推進します。 〔関連事業〕○乳幼児健康診査 ○乳幼児発達健康診査
ウ. 心の健康づくりの充実	保健センターや市内の医療機関、南多摩保健所、多摩総合精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センターなどと協力しながら、心の健康づくりに関する講演会の充実を図ります。 〔関連事業〕○うつ病等予防講演会
エ. 療育相談の実施	市内における療育相談事業の実施に努めます。 〔関連事業〕○療育相談

### 施策(4) 療育・教育・保育の充実

障害のある人やその家族にとって、各ライフステージにおける療育・教育・保育の体制が整っていることは、地域で生活していくために重要です。

平成16年12月の「発達障害者支援法」の成立などを受け発達障害の疑いのある子どもへの支援を目指すとともに、保育所での障害児保育を推進していきます。また、特別支援教育などを推進していきます。

#### ■ 障害児保育の実施状況 ■ (各年4月1日現在)

単位：人

年次	保育所数	実施 保育所数	受け入れ児童数					合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
平成14年	13	7	－	3	1	3	9	16
15年	13	12	－	－	3	4	10	17
16年	13	10	－	2	－	4	9	16

#### ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 適切な機関の紹介	障害の種類・程度に応じて、治療や障害の軽減などのための適切な医療機関、訓練機関や発達障害者支援センター等の紹介に努めます。
イ. 療育事業の充実	市内において療育事業を充実します。 〔関連事業〕 ○療育事業
ウ. 障害児保育の推進	保育所における障害児の受け入れを推進します。 〔関連事業〕 ○保育所における障害児保育
エ. 心身障害学級の推進	心身障害学級や適応指導教室等の実ルームにおける個別的な対応を推進します。 〔関連事業〕 ○心身障害学級
オ. 特別支援教育の充実	各小中学校において校内委員会を設置し、“特別支援教育コーディネーター”を中心として、個別指導を作成し、指導を推進するとともに、巡回相談員を各学校に派遣して相談を行います。 また、心理や医療の専門家等による委員会を組織し、学校及び保護者への助言や個別支援計画の作成について援助を行います。 〔関連事業〕 ○特別支援教育
カ. 就学相談の推進	相談の方法と結果の活かし方の改善を図りつつ就学相談委員会の実施を推進し、障害児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう努めます。 〔関連事業〕 ○就学相談

事業	事業内容
キ. 放課後児童対策の推進	放課後などの障害児の保育の場として、各学童クラブでの受け入れを推進します。 〔関連事業〕 ○学童クラブにおける障害児保育
ク. 教育相談所との連携	市教育相談所との連携をより強化し、学校・家庭における療育・教育に関する相談・情報提供等の機関として相談所の一層の活用に努めます。

## 施策(5) 在宅福祉サービスの充実

住み慣れた地域の中での生活、在宅生活を基本とする近年の障害者福祉の考え方を背景に、在宅福祉サービスの重要性はますます大きなものとなっています。特にいわゆる“在宅三サービス”の居宅介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(ショートステイサービス)、デイサービスは大変重要な位置を占めていますが、これらについては平成15年度からそれまでの措置制度に代えて、障害者自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んで利用する支援費制度に移行しました。

更に、18年度から障害者自立支援法に基づく福祉サービスに移行するため、新しい制度等に関するきめ細かな情報提供に努めていきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 介護給付の適正な実施	介護給付による各種サービスについての情報提供やサービスに関する相談を行い、制度の浸透と円滑な実施に努めるとともに、介護給付費を適正に支給します。 〔関連事業〕 ○介護給付費の支給 ○審査会の設置
イ. 移動支援事業の実施、提供基盤の整備・充実	移動支援事業によるサービスの提供により、在宅での生活を支援するとともに、サービス提供基盤の整備・充実を図ります。 〔関連事業〕 ○移動支援事業
ウ. 難病・発達障害者への支援	難病の人のためのホームヘルプ事業の実施に向けて、ホームヘルパーの養成を実施します。 また、発達障害児の療育事業や発達障害に関する相談体制等の整備に努めます。 〔関連事業〕 ○難病ホームヘルパー養成事業
エ. 児童デイサービスへの支援	市内における児童デイサービスの実施に向け、施設の整備を支援します。 〔関連事業〕 ○児童デイサービス事業への支援

事業	事業内容
オ. 在宅心身障害者（児）緊急一時保護の推進	介護者が一時的に介護できなくなった場合等の対応を図るため、在宅心身障害者（児）緊急一時保護事業を適正に推進します。 〔関連事業〕○在宅心身障害者（児）緊急一時保護事業
カ. 補装具費の支給	補装具費を支給し、身体障害者の日常生活の利便を図るとともに、制度の周知に努めます。また、利用者への情報提供の充実に努めます。 〔関連事業〕○補装具費の支給
キ. 日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与事業を推進します。 〔関連事業〕○日常生活用具の給付・貸与
ク. 入浴サービスの推進	身体障害者に対する入浴サービスを推進します。 〔関連事業〕○身体障害者入浴サービス
ケ. いなぎほっとサービスの利用の促進	市社会福祉協議会のいなぎほっとサービス（有償家事援助）の周知に努め、利用の促進を図ります。 〔関連事業〕○いなぎほっとサービス
コ. 障害者の共同生活の場への支援	一人で暮らすことが困難な障害者の共同生活の場（グループホームなど）への支援に努めます。

## 施策(6) 障害者の保健・医療サービスの推進

障害のある人が地域の中で安全に、安心して生活を続けていくためには病気や障害に対する専門的な医療サービスが受けられることが大切です。医科、歯科の初期診療を充実させるため、かかりつけ医を持つことを促進するとともに、歯科診療を受診しやすい環境の整備に努めていきます。また、併せて各種医療費助成制度の周知を図っていきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 保健・医療との連携による相談事業の推進	障害のある人の保健・医療サービスに関する保健・医療分野と福祉分野との連携を図り、南多摩保健所、市医師会・歯科医会など関係機関・団体の協力も得ながら、障害のある人に対する相談事業を推進します。
イ. 歯科診療システムの推進	障害のある人が初期歯科診療を安心して受けられるよう、市歯科医会と連携しながら歯科診療システムを推進します。 〔関連事業〕○歯科医療連携推進事業
ウ. 精神保健関連機関との連携・推進	南多摩保健所や病院、多摩総合精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センターなどと連携を図りながら、相談や生活指導の一層の充実などライフステージに応じた適切な精神保健施策を推進します。

事業	事業内容
エ. 医療給付などの周知の推進	<p>各種の医療費助成制度について周知の推進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○自立支援医療制度 ○心身障害者医療費助成制度 ○進行性筋萎縮症の療養給付 ○難病等医療費助成制度 ○小児慢性疾患医療費助成制度</p>

## 施策(7) リハビリテーション事業の推進

障害者の機能回復訓練については、国立身体障害者リハビリテーションセンター、東京都肢体不自由者更生施設のほか、市内においても通所訓練室（市福祉センター内）、心身障害者（児）通所訓練事業友遊クラブ、稲城七つの子があり、活発な活動を展開しています。

更に、精神障害者等を含めた社会参加への支援策として“職業リハビリテーション”等の活用を推進するため、関係機関との連携等に努めていきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 心身障害者（児）通所訓練事業の推進	<p>心身障害者（児）通所訓練等運営費補助を推進して通所訓練室、友遊クラブ、稲城七つの子の活動を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○心身障害者（児）通所訓練等事業</p>
イ. 職業訓練機関等との連携	<p>保健所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、国立職業リハビリテーションセンター、精神障害者地域生活支援センターなどと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適応訓練などの活用に努めます。</p>

## 施策(8) 住宅環境等の整備

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住宅環境の整備が必要です。

現在、本市には住宅改造助成制度があり重度身体障害者（児）に対し住宅設備改善費が支給されているほか、信用保証契約締結の保証料の助成など障害のある人への居住支援を推進していますが、これらを継続するとともに、障害者向け住宅の整備について東京都などに要請していきます。

## ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 住宅改造の支援	住宅設備改善費給付事業を継続して重度身体障害者（児）の住宅改造を支援し、在宅生活の継続が可能になるよう図ります。 〔関連事業〕 ○住宅設備改善費給付事業
イ. 身体障害者住宅の整備の要請	都営住宅等における障害者向け住宅の整備を、東京都などに要請していきます。 〔関連事業〕 ○都営住宅の優先抽せん事業
ウ. 障害者への居住支援の推進	居住物件を賃借したい障害者等に身寄りがないなどの場合に信用保証契約を締結するための保証料を助成することにより、障害者の居住への支援を推進します。 〔関連事業〕 ○障害者居住支援制度

## ◆ 施策(9) 生活安定への支援

障害のある人が安心して生活するために、経済的に安定していることは不可欠です。生活安定への支援の観点から、障害のある人への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していきます。

## ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 手当・助成の推進	心身障害者福祉手当や特殊疾病患者見舞金などの支給を適正に推進します。 〔関連事業〕 ○心身障害者福祉手当 ○特殊疾病患者見舞金 ○福祉電話などの使用料の助成
イ. 経済的支援制度の周知の推進	障害年金をはじめとする各種年金・手当・助成制度などの経済的支援制度について、障害者福祉のしおりや相談等の機会を利用して周知の推進に努めます。 〔関連事業〕 ○障害者福祉のしおり
ウ. 生活を支援する諸制度の推進	おむつを使用している人へのおむつ専用ゴミ袋の配布等、障害のある人の生活を支援する諸制度を推進します。 〔関連事業〕 ○おむつ専用ゴミ袋の配布 ○交通災害共済加入

障害のある人にとって、地域に防災・防犯の体制がしっかりとできていることは、安全に安心して暮らし続けていくために大変重要です。

避難のための体制の整備については、プライバシーに配慮しながら手助けの必要な障害のある人の把握に努め、また、阪神大震災や新潟中越地震の際の教訓から、障害者に配慮した生活環境の整備に努めていきます。

また、障害のある人に対する犯罪やセクシュアル・ハラスメントへの対応も図っていきます。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 緊急通報体制等の推進	<p>稲城消防署とも連携しながら、緊急通報体制等に関する諸制度を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○重度身体障害者緊急通報システム ○重度身体障害者火災安全システム ○緊急通報カードの配布 ○緊急通報ファックス ○救急医療届出制度</p>
イ. 要援護者登録カード活用の推進	<p>災害時要援護者登録カードの効果的活用法について、個人情報保護に十分留意した上で民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、地域の協力者と連携を図りながら推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○災害時要援護者登録カード</p>
ウ. 訓練への参加の促進	<p>消防署や自主防災組織とも連携しながら、防災・避難訓練への参加の促進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○防災訓練</p>
エ. 災害・犯罪情報伝達の推進	<p>災害情報等メールシステムやホームページによる災害や犯罪等の情報の提供を推進し、登録者への災害等情報の伝達に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○災害情報等メールシステム ○ホームページ</p>
オ. 災害時受け入れ施設の確保の推進	<p>受け入れ施設と協定を締結して稲城市地域防災計画の中にある二次避難所を指定し、障害のある人が必要とする環境を備えた災害時の避難先の確保を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○二次避難所の指定</p>
カ. 防犯知識の習得の支援	<p>障害のある人に対し、各種の犯罪などから身を守るための基本的知識の習得を支援します。</p>

## 施策(11) 権利擁護体制の推進

平成16年6月に「障害者基本法」の改正が行われましたが、この際の重要な改正点の1つとして、障害のある人に対する差別の禁止・権利利益侵害の禁止が明記されたことがあげられます。

このことなどを受け、障害のある人への虐待の防止なども含めた権利擁護体制の推進を図るため、市社会福祉協議会による権利擁護センターや本市を含む近隣5市で設立した多摩南部成年後見センターと連携し、地域福祉権利擁護事業を含めた権利擁護体制の推進を図っていきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 権利擁護の推進	<p>障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う市社会福祉協議会の権利擁護センターの利用を促進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○稲城市福祉権利擁護センター事業</p>
イ. 成年後見制度利用の支援	<p>成年後見制度による支援を必要とする障害当事者に対し、情報を提供するなどの援助を行い、利用の支援を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○多摩南部成年後見センター事業</p>

## テーマ2

## いきいきと社会参加できるまち

### 施策(1) 移動・交通手段の整備

障害のある人の社会参加を実現するためには、まず外出支援施策が重要になります。外出支援を行うということは、具体的には移動・交通手段を整備していくことを意味します。

本市の様々な助成制度や市社会福祉協議会によるハンディキャブ（リフト付き自動車）の貸し出し制度などについて周知に努めていくことが大切です。

また、平成15年10月から「身体障害者補助犬法」の規定が全面施行になったのを受け、補助犬の利用への支援に努めていきます。更に、移動支援施策を適正に実施して、障害のある人の外出や生活圏の拡大を図ります。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 移動支援の適正な実施	<p>制度の一層の周知に努めつつ、視覚障害者や知的障害者などに対する移動支援を適正に実施します。</p> <p>〔関連事業〕 ○ガイドヘルパーの派遣</p>
イ. 重度脳性麻痺者介護人派遣の推進	<p>ひとりで屋外活動ができない重度脳性麻痺者の人の生活圏の拡大を図るため介護人を派遣する重度脳性麻痺者介護人派遣制度を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○重度脳性麻痺者介護事業</p>
ウ. 身体障害者補助犬の利用支援等	<p>身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）についての周知・啓発を推進するとともに、関係機関と連携して利用への支援に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○補助犬の給付</p>
エ. 車いす貸出の利用支援	<p>市の障害担当部署や社会福祉協議会において車いすの貸出を行うことにより、車いすの利用を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○車いすの貸出</p>
オ. 市内循環バスの利用の促進	<p>市内循環バス i バスの利用の促進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○ i バス事業</p>
カ. 外出・移動支援に関する給付・助成の推進	<p>障害者の社会参加を実現するため、交通手段の利用に向けた各種助成制度等を適正に推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○自動車燃料費・タクシー料金の給付 ○自動車改造費の助成 ○自動車教習費の助成 ○通所訓練交通費の助成</p>

事業	事業内容
キ. ハンディキャブ事業の周知の推進	車いすを使用する身体障害者等の行動の拡大を図るため市社会福祉協議会で貸し出しているハンディキャブ（リフト付き自動車）事業について周知に努めます。 〔関連事業〕 ○ハンディキャブ事業
ク. 車いすタクシーの運行の推進	障害等のため車いすやストレッチャー（寝台）がなければ外出が困難な人のために24時間対応で実施している、車いすやストレッチャーのまま乗車できるリフト付きタクシーの運行を推進します。 〔関連事業〕 ○車いすタクシーの運行

## 施策(2) 歩行空間・建築物の整備

障害のある人のための移動・交通手段の整備を推進するとともに、そうした外出や移動が可能となるようなハード面の環境の整備も進めていきます。

道路については国の「道路の移動円滑化ガイドライン」に基づいて整備を行い、公共建築物については「ハートビル法」、「東京都ハートビル条例」（\*いずれも通称）、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいて増築・改築時等に可能な範囲で整備を実施していきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. 道路環境の整備の推進	国の「交通バリアフリー法」（*通称）や「道路の移動円滑化整備ガイドライン」の規定に基づき、幅の広い歩道の整備や歩道の段差の改善を図るなど、道路環境の整備を推進します。
イ. 公共施設等の整備	「ハートビル法」、「東京都ハートビル条例」、「東京都福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、公共建築物及び公園等の整備に努めます。 〔関連事業〕 ○「東京都福祉のまちづくり条例」等による施設整備
ウ. 公共交通機関への要請	鉄道、バスの交通事業者に対し、駅へのエレベーター、エスカレーターの設置や低床・リフト付きバスの導入などについて要請し、障害のある人が利用しやすい環境を整えます。

### 施策(3) 障害者雇用の推進、就労支援体制の充実

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの1つでもあるといえます。

本市では今後も、公共職業安定所（ハローワーク）や他市との連携を図りながら、障害者への情報提供に努めていきます。また、各種の職業訓練施設について障害のある人に対して周知を行い、それら施設との連携を強化していきます。更に、市における就労支援センターの望ましいあり方について検討を行った上で、稲城市就労支援センター（仮称）の整備を推進します。

#### 主要事業

事業	事業内容
ア. 事業所等における雇用の促進	ハローワークとも連携を取りながら、障害者雇用への理解を求めするためのパンフレット等による広報活動や障害者雇用助成金制度の周知などに努め、事業所等における雇用の促進を図ります。
イ. ジョブコーチ制度の活用	ジョブコーチ制度などの就労支援方策の活用に努めます。
ウ. 社会適応訓練事業の利用の促進	精神障害者の就労を支援するため、事業所の理解と協力により生活指導や社会適応訓練を行う社会適応訓練事業等について、利用を促進します。 〔関連事業〕 ○社会適応訓練事業の利用の支援 ○職業リハビリテーションの利用の支援
エ. 各種職業訓練施設の周知と連携の強化	国立職業リハビリテーションセンター、東京障害者職業能力開発校等の各種職業訓練施設に関して障害のある人への周知・紹介に努めるとともに、それら施設との連携を強化していきます。 〔関連事業〕 ○委託訓練事業の利用の支援
オ. 就労支援センターの整備	一般就労を支援する就労支援センターの整備に努めます。

### 施策(4) 福祉的就労の促進

障害のある人の中には、民間事業所や官公署における一般就労が困難な人も少なくありません。本市には様々な福祉的就労の場がありますが、これらについて活動内容・活動環境の一層の充実を図っていきます。精神障害者のためのものとしては共同作業所福祉ショップわくわくやわくわくⅡがありますが、活動内容等の一層の充実を図っていきます。

## ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 就労継続支援事業等への支援	就労の機会や知識・能力の向上のための訓練の場を確保するため、市内における就労継続支援事業等の実施のための支援を図ります。
イ. 心身障害者（児）通所訓練等運営費補助の推進	心身障害者（児）の日中活動の場や就労・自立に向けての訓練の場の確保のために、梨の実福祉作業所、喫茶ぼらーの、ゆう工房、ゆう芳の里、喫茶陽だまり・エイトピア工房における事業への補助を推進します。 〔関連事業〕 ○心身障害者（児）通所訓練等事業補助
ウ. 精神障害者共同作業所の補助の推進	精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者共同作業所事業への補助を推進します。 〔関連事業〕 ○精神障害者共同作業所通所訓練事業等補助

### テーマ3

## 人がつながり、ふれあい、 ともに生きるうるおいあるまち

### 施策(1) 市民に対する広報等の推進

障害のある人自身の自立を支援する一方で、障害のない市民の側の理解も促進し、すべての市民が障害のある人に対して必要に応じて自然に手を差し伸べるような心のバリアフリーの実現したまちを目指していきます。特に精神疾患や精神障害、軽度発達障害などに関する正しい知識と理解の促進を図っていきます。

そのほか、市民や市内小中学校における児童・生徒への福祉教育などについても推進を図ります。

#### ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 広報・普及活動の促進	障害者週間等の機会を活用するなどして市広報紙やホームページに定期的に記事を掲載するなど、障害そのものや障害者、障害者福祉に対する市民の理解の促進を図ります。 〔関連事業〕 ○広報紙、ホームページへの掲載
イ. 福祉教育の推進等	学校において、総合的な学習の時間などを活用した施設訪問、車いす・手話体験等の福祉教育を推進します。また、障害に関する市職員の研修の実施についても推進します。 〔関連事業〕 ○学校における福祉教育の推進 ○職員研修

## 施策(2) 交流機会の拡充

障害のある人となない人がお互いのことを本当に理解し合うためには、直接交流する経験を持つことが何よりの近道です。本市ではふれあいスポーツ、あおぞらスポーツの両イベント、毎年1回夏の障害者プール、市社会福祉協議会によるハートフルステージ（障害のある人の活動発表を中心とするイベント）などを開催しています。

これらの事業の内容の充実に努めつつ推進し、加えて、コミュニケーション支援施策も推進していきます。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. スポーツ・交流・地域活動事業などへの支援	<p>心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業を推進します。また、障害のある人となない人がスポーツを通して交流し、健康で明るい体力づくりが継続して行われるよう図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業 ○ふれあいスポーツ ○あおぞらスポーツ</p>
イ. 交流事業の推進	<p>障害のある人同士や障害のある人となない人がふれあい、語り合うことのできる交流の機会や場の提供を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○精神障害者地域生活支援センター ○ふれあいセンター ○障害者プール事業 ○ハートフルステージ</p>
ウ. 手話通訳者の養成、派遣の推進	<p>手話通訳者養成事業への補助により登録手話通訳者の質・量ともに充実を図りつつ、聴覚障害者への手話通訳者の派遣を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○手話通訳者養成・派遣事業</p>
エ. 情報格差の縮小の推進	<p>講習会の開催や福祉機器の展示などにより、障害のある人の技能の向上や情報格差の縮小に役立つ情報の提供等に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○社会福祉協議会における講習会事業への補助 ○福祉機器の展示</p>

### 施策(3) 余暇活動の促進

人は仕事に就いて働くだけでなく、余暇活動も行ってはじめて人間らしい生活を送っているといえるでしょう。障害のある人がそうした文化・レクリエーション活動やスポーツ活動等に参加することのできる環境を整え、活動を支援・促進していきます。

#### 主要事業

事業	事業内容
ア. スポーツ活動への参加の支援	スポーツ活動への参加を支援します。 〔関連事業〕 ○障害者の各有料体育施設の使用料免除
イ. 生涯学習活動等への参加の支援	障害のある人もない人も、共に参加できる各種講座や教室などの開催に努めるとともに、手話等のボランティアなどの協力を得て、参加するための環境を整えていきます。 〔関連事業〕 ○各種文化行事の開催 ○青年学級ともだちクラブ

### 施策(4) 交流教育の推進

障害のある人と直接接して障害や障害のある人について正しい知識を体得する交流の機会は、成人になってから経験しても非常に有意義なものとなりますが、幼少期から交流経験を持って自分なりに理解し、心のバリアフリーが自然な形で実現するのが、より望ましい姿です。

市立小中学校において一人ひとりの児童・生徒の実態に応じて普通学級と心身障害学級との交流を進め、それぞれの個性を認め合えるような関係を自然につくっていきけるよう交流教育を推進します。

#### 主要事業

事業	事業内容
ア. 交流教育の推進	市内の小中学校において、一人ひとりの児童・生徒の実態に応じて普通学級と心身障害学級との交流を推進し、それぞれの「個性」を認め合える関係をつくれるよう努めます。 〔関連事業〕 ○交流教育

## 施策(5) ボランティア活動等の支援

公的なサービスだけで障害者のニーズを満たし、安心・快適な暮らしをサポートしていくことが非常に困難となっている状況に鑑み、個人や団体のボランティア、NPO法人などが提供するインフォーマルなサービス、いわば制度の隙間を埋めるようなサービスを、公的サービスとうまく組み合わせて有効に活用していくことを促進します。

また、障害のある人の“エンパワーメント”などの観点から、障害のある人自身によるボランティア活動等についても活性化を図ります。

### 主要事業

事業	事業内容
ア. ボランティア等の活動の周知・活用の促進	市社会福祉協議会や市民活動サポートセンターと連携して、ボランティア等の活動についての周知を図るとともに、活用を促進します。 〔関連事業〕 ○ボランティアセンターとの連携 ○市民活動サポートセンターとの連携
イ. ボランティアの育成	市社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座やボランティア団体の育成が充実したものとなるよう、支援に努めます。 〔関連事業〕 ○各種ボランティア講座
ウ. ボランティア教育の推進	若年層のボランティア活動がより活発になるよう、教育分野との連携に努め、学校教育の中でのボランティア教育の推進を図ります。 〔関連事業〕 ○福祉体験ボランティア事業
エ. 障害者自身によるボランティア活動等の推進	市社会福祉協議会（障害者地域自立生活支援センター）など関係機関と連携しながら、ピアカウンセリングなど障害のある人自身によるボランティア活動等を推進します。 〔関連事業〕 ○ピアカウンセリング事業

## 施策(6) 団体等による自主的活動への支援

本市には、障害のある人自身や家族、支援者等による障害者関連団体が10数団体あり、それぞれ積極的、精力的に活動を展開しています。

当事者にとって、これら団体の存在は、相談・情報提供の場、支え合い・助け合いの場、レクリエーションや社会参加の場としてかけがえのないものとなっています。障害のある人の地域生活を支えていく上で大きな意味をもっていることができ、団体の自主的活動を支援していきます。

### ■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 団体活動への支援	各種団体による活動の周知などを中心に障害者関連団体への支援を継続し、その自主活動を支援します。
	〔関連事業〕 ○障害者団体補助
イ. 団体間の連携への支援	稲城市知的障害者団体連絡協議会等による団体間の連携を支援します。
	〔関連事業〕 ○稲城市知的障害者団体連絡協議会